

新型インフルエンザ等対策業務計画

塩野義製薬株式会社

2026/4/1

新型インフルエンザ等対策業務計画

1. 総則（目的／基本方針）

1.1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

重篤な健康被害及びこれに伴う大きな社会的影響の発生が懸念される新型インフルエンザ又は未知の感染症が世界的に大流行（パンデミック）した場合に、国、地方自治体、事業者等が一致協力して対応することを目的として、平成 24 年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、特措法）が制定された。

塩野義製薬株式会社（以下、当社という）は、特措法施行令第 3 条に基づき指定公共機関の指定を受けている。指定公共機関とは、健康危機発生時において、国や関係機関と連携し、社会全体の機能維持に重要な役割を担う事業者として位置付けられるものである。

当社はこの指定を踏まえ、平時からの備えを確実に行うとともに、健康危機発生時における医薬品の安定供給等の責務を果たすため、本業務計画を策定・運用する。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が初めて抜本的に改正されたことを受け、当社は危機管理方針に基づき、新型コロナウイルスや新型インフルエンザに限らず、幅広い感染症による危機に対応できる体制を整備する。具体的には、従業員等の感染防止及び職場における感染拡大防止に努めるとともに、流行期間中においても重要業務の維持を図り、当社が担う社会的責任を果たすことを目的として、本業務計画を策定する。

1.2 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

- ▶ 本計画における「新型インフルエンザ等対策の内容および実施方法」は、特措法第 9 条第 2 項第 1 号に基づき、以下に定める感染予防策・まん延防止策・重要業務の継続策から構成する。
- ▶ 当社は流行した新型インフルエンザ等の感染症の致死率が高い場合を想定し、従業員の生命安全を最優先に考えた対策および業務の継続を目的として、以下の対策を講じる。
 - 感染症の発生状況に応じ、テレワークや時差出勤を導入する。
 - 職場内の感染防止策として、手指消毒液の設置、マスク着用、定期的な換気・清掃を徹底する。
 - 出勤前の検温を義務化し、発熱・体調不良の従業員は自宅待機とする。
 - 優先業務を定め、職員の出勤制限時でも重要業務を継続できる体制を構築する。

1.3 本業務計画の運用

- ▶ 適用範囲
本計画は当社およびグループ子会社に適用する。（海外子会社を除く）
- ▶ 対策策定項目
実施体制、情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、業務継続の 5 項目について策定する。

- 全体を 3 期（準備期、初動期、対応期）に分けて、各段階について具体的な対策を策定する。
- 被害想定
 - 業務計画立案の根拠となる被害想定は以下のとおりとする。
 - 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるようにする。
 - 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピーク（約 2 週間）を作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間欠勤する。罹患した従業員の大部分は一定の欠勤期間後、治癒し免疫を得て職場に復帰する。（2013 年『新型インフルエンザ等対策 政府行動計画、ガイドライン』）
 - ピーク時に従業員が発病して欠勤する割合は 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話・看護（学校・保育施設等の臨時休業、福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のために出勤が困難となる者、不安により出勤しない者を見込み、実際の欠勤率は最大 40%と想定する。

1.4 実施体制

本計画における新型インフルエンザ等対策の実施体制は、特措法第 9 条第 2 項第 2 号に基づき構築するものであり、「中央危機対策本部」「事業所危機対策本部」および各組織長の役割を以下に定める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2.1 準備期の体制

- 準備期とは、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生前の段階のことをいう。
- 当社が医薬品企業として実施すべき医薬品・医療機器等の供給確保に関する措置は、特措法第 9 条第 2 項第 4 号に基づき「その他必要な事項」として以下のとおり定める。
- 経営層の役割
 - ① 危機管理責任者・危機管理部門に新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくこと指示する。
- 危機管理責任者（コーポレートガバナンス部長）の役割
 - ① 社内において感染症に関する教育・啓発を行い、予防意識を高める。
 - ② 感染予防や感染対策のルールを見直し、各組織・各階層における役割分担や対策の選択肢を整理する。
 - ③ 有事に備えた実践的な訓練を実施し、研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係組織間の連携を強化する。
 - ④ 行政機関・業界団体・医療機関等との連携については、特措法第 9 条第 2 項第 3 号

に基づき、情報共有・依頼対応・供給調整等のための連絡体制を整備する。

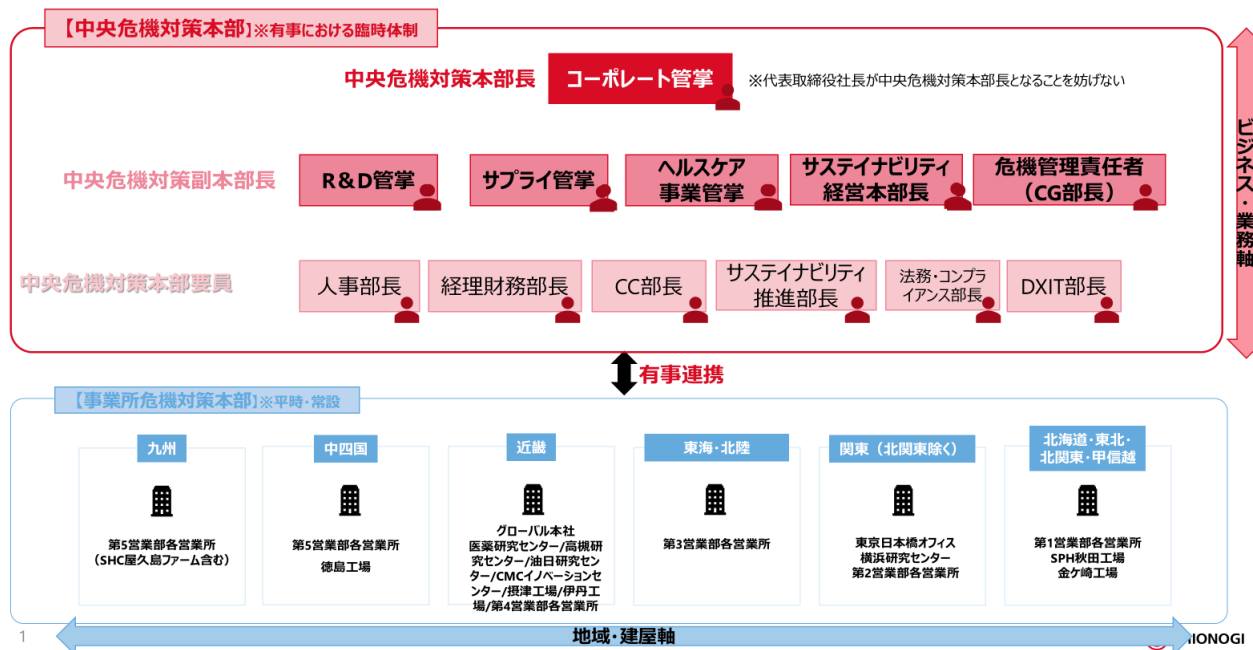
- ⑤ 感染予防や感染対策のために必要な備蓄品を整備する。
 - ⑥ 予防薬・治療薬の備蓄については、特措法第 10 条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資・資材を適切に備蓄・整備し、必要に応じて点検・更新を行う。また、接種・投与の優先順位を予め定めておく。
 - ⑦ 各組織に業務継続計画（BCP）の改定等を推進する。
 - ⑧ 平時から定期的に生産等の状況、生産能力等の供給能力を把握する。
 - ⑨ 感染症対策物資等（医薬品、医療機器、個人防護具等を指す）の安定的な供給に支障が生じないよう、必要な対策を講じる。
 - ⑩ 職場内の感染防止策として、手指消毒液の設置、定期的な換気・清掃を徹底する。
- 事業所危機対策本部長の役割
 - ① 事業所・管轄地域の感染予防およびまん延防止対策を策定し、事業所・管轄地域の全従業員に対し策定内容を徹底させる。
 - 組織長の役割
 - ① BCP 策定担当者を選任し、自組織の業務継続計画を必要に応じ、改定する。

2.2 発生時の体制（初動期、対応期）

- 中央危機対策本部の設置は、WHO、あるいは日本政府（以下、政府という）が、海外および日本国内で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の発生を発表した場合や、海外／日本国内の SHIONOGI グループ拠点からの報告を受け経営層が総合的に判断した場合とする。
- 中央危機対策本部の解散は、WHO あるいは日本国（あるいは海外子会社事業所の属する国）の政府対策本部が廃止された時点とする。

2.3 組織図

危機対策本部の体制図



2.4 関係機関との連携

- 中央危機対策本部および各組織長は、特措法第9条第2項第3号に基づき、重要業務実施にあたり連携が必要となる行政機関、業界団体、同業他社、取引先企業、医療機関等の関係先をリスト化し、情報共有のための連絡網を構築する。

3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3.1 重要業務の実施に係る新型インフルエンザ等対策業務の内容および実施方法

- 危機管理責任者は、特措法第47条に基づき、医薬品企業の社会的責任として、必要な医薬品を安定的・継続的に供給するため、予め重要業務を特定し対策を検討しておく。
- 重要業務の特定および実施計画の策定
各組織において、企業活動継続に必要な重要業務を特定する。危機管理責任者は、各部署で特定された重要業務を確認し、特に下記に示す SHIONOGI としての重要業務を確認する。
- 組織長は、業務の遂行に必要な人員および人数を把握し、感染症の流行段階ごとに人員計画を策定する。なお、実際の運用にあたっては、流行段階に応じて一律に業務の優先度を適用するのではなく、流行している感染症の致死率、組織内の感染状況、出勤者数等に鑑み、総合的に判断するものとする。

3.2 初動期の対策

初動期とは、国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階のことをいう。

- 経営層の役割
 - ① 危機管理責任者・危機管理部門に情報収集を指示する。
 - ② 感染症の特性を見定め、中央危機対策本部の設置を検討する。
 - ③ 国（都道府県）からの要請、指示を受けた場合、必要な対応を行う。
- 危機管理責任者の役割
 - ① 経営層の指示に基づき、国内外の感染症の発生状況や感染症流行のリスクに関する情報等の収集・分析およびリスク評価を行う。
 - ② 本人・家族へのワクチン接種を奨励する。
 - ③ 感染拡大の状況を把握し、最新の医学的知見に基づく感染予防策の情報を従業員に提供し、適切な対応の徹底を図る。
 - ④ 感染予防や感染対応のルール（感染症危機管理マニュアル）を従業員に周知する。
 - ⑤ 職場内の感染防止策として、手指消毒液の設置、マスク着用、定期的な換気・清掃を徹底する。
 - ⑥ 従業員に自身の健康状態および身の回りの感染状況を報告するよう指示する。
 - ⑦ 出勤前の検温を義務化し、発熱・体調不良の従業員は自宅待機とする。
 - ⑧ 有症状者、濃厚接触者の出社に関するルールの徹底、在宅勤務の推奨など感染拡大の抑制のために必要な措置を行う。
 - ⑨ 感染症の発生状況に応じ、テレワークや時差出勤を導入する。
 - ⑩ 外務省等から発出される感染症危険情報等を踏まえ、発生地域の海外現地法人および海外現地法人に出張・出向中の従業員の支援を検討する。
 - ⑪ 発生の事実および対応の記録を開始する。
- 事業所危機対策本部長の役割
 - ① 感染防止に関する危機管理責任者・危機管理部門からの指示を事業所内の従業員に周知する。
- 組織長の役割
 - ① 感染防止に関する危機管理責任者・危機管理部門からの指示を組織内の従業員に周知する。
 - ② 自組織の業務継続計画に沿って、一部の一般業務の停止準備を行う。
 - ③ 発生国への出張要否を検討する。
 - ④ 発生地域に勤務する従業員と連絡を取り、現地での感染状況を確認したうえで、感染防止資材の提供や帰国の可能性を検討する。
 - ⑤ 発生地域から帰国した従業員の健康管理を徹底し、必要に応じて在宅勤務・自宅待機や医療機関の受診を指示する。

3.3 対応期の対策

対応期とは、国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する段階のことをいう。

- 社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含めさまざまな事

態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

- 対応期については、以下の B から D までの時期に区分する。
 - 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
 - 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
 - ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
 - 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）
- 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
 - 経営層の役割
 - ① 危機管理責任者・危機管理部門に情報収集を指示する。
 - ② 感染症の特性を見定め、中央危機対策本部の設置を検討し、全社最適の見地に対応にあたる。
 - ③ 従業員と家族の安全確保を最優先とする対応を指示する。
 - ④ BCP 対応を指示する。
 - ⑤ 国（都道府県）からの要請、指示を受けた場合、必要な対応を行う
 - 危機管理責任者の役割
 - ① 安否確認システムによる報告（従業員本人の健康状態と出社の可否・同居家族の健康状態・新型インフルエンザ等に関する自宅近隣、通勤手段の特記事項）を指示する。
 - ② BCP 業務の継続のための人員確保を指示する。
 - ③ 外務省等から発出される感染症危険情報等を踏まえ、発生地域の海外現地法人および海外現地法人に出張・出向中の従業員へ適切な指示（帰国許可・帰国命令・残留命令）を行う。
 - ④ 外部との接触を最小限に抑えるため、イベントや集会の中止などを検討する。
 - ⑤ 感染拡大の状況を定期的に把握し、社員に情報提供を行う。
 - ⑥ 基本的な予防策の徹底を行い、社内感染の再発防止に努める。
 - ⑦ 在宅勤務の継続や、出勤人数の制限など、業務に必要な対応を適宜調整する。
 - ⑧ 感染症対策の継続的な検討・改善を行い、常に最新の情報に基づいた対応を行う。
 - 事業所危機対策本部長の役割
 - ① 従業員の入館時の体調チェック（体温等）、マスク着用の義務付け、手指消毒の徹底等の必要な措置をとる。
 - ② 原則、来訪者の入場を禁じる。やむを得ず来訪者がいる場合は、来訪者に対して、事業所入口での健康観察、マスク着用の義務付け、手指消毒の徹底、立ち入り場所の制限等の必要な措置をとる。
 - ③ 事業所内で感染が疑われる従業員が発生した場合には、帰宅及び医療機関の

受診を指示する。また危機管理責任者に報告する。（具体的にはその時点で国から示されている方針に従う。）

- ④ 事業所内の感染拡大防止のための環境を整備する。
- ⑤ 事業所の閉鎖の是非について判断する。
- ⑥ 問題点の検証と追加対策の必要性とその内容について検討する。
- ⑦ 必要な備品等の追加準備を行う。

• 組織長の役割

- ① 感染防止に関する危機管理責任者・危機管理部門からの指示を組織内の従業員に周知する。
- ② 自組織の業務継続計画に沿って、一般業務の停止（継続業務のみ維持）を検討し、中央危機対策本部へ報告する。
- ③ 国内外を問わず、すべての出張の予定を取りやめる。
- ④ 発生地域から帰国した従業員の健康管理を徹底し、必要に応じて在宅勤務・自宅待機や医療機関の受診を指示する。
- ⑤ 有症状者、濃厚接触者に対し、感染予防や感染対応のルールに基づいた対応を行う。
- ⑥ 組織内の従業員・同居家族の罹患状況を確認する。

➤ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

• 経営層の役割

- ① 『封じ込めを念頭に対応する時期』と同様

• 経営層危機管理責任者の役割

- ① 『封じ込めを念頭に対応する時期』と同様

• 事業所危機対策本部長の役割

- ① 『封じ込めを念頭に対応する時期』と同様

• 組織長の役割

- ① 『封じ込めを念頭に対応する時期』と同様

➤ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

• 経営層の役割

- ① ワクチンや治療薬の供給が遅れた場合のシナリオを想定した計画を作成する。
- ② 従業員やステークホルダーに対して、現状や対応方針を適切に共有する。
- ③ 風評被害や誤情報に対する情報発信戦略を策定する。
- ④ 感染症終息後の需要変動に対応する計画を作成する。

• 危機管理責任者の役割

- ① 国内外の感染症の発生状況や感染症流行の情報をもとにリスク評価を行い、最新の感染症情報や会社方針を従業員と共有する。
- ② ワクチン接種率を上げるための啓発や手続きをサポートする。

- ③ 従業員が治療薬にアクセスできる仕組みを作る。
- ④ 感染対策を緩和する場合、リスクを評価しながら段階的に実施する。
- 事業所危機対策本部長の役割
 - ① 感染状況を鑑み、来訪者への制限の緩和を検討する。
- 組織長の役割
 - ① 縮小していた業務を段階的に通常レベルまで戻す。
 - ② 感染症リスクを評価しながら、国内外の出張の可否を検討する。
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）
 - 経営層の役割
 - ① 実施した感染予防・まん延防止対策についての検証と再燃期を踏まえて追加すべき対策について検討したうえで、中央危機対策本部を解散する。
 - ② BCP 対応の解除を宣言する。
 - ③ 今回の対応を踏まえ、次の感染症リスクへの備えを強化する。
 - ④ サプライチェーンや業務プロセスの柔軟性を高めるための再評価を行う。
 - ⑤ 社会全体の感染防止対策に貢献する企業姿勢を維持する。
 - ⑥ 顧客や地域社会に対する安全・安心を意識した活動を実施する。
 - 危機管理責任者の役割
 - ① 職場環境や業務特性に適した感染症対策へアップデートする。
 - ② アップデートした感染症対策ガイドラインを全従業員へ浸透を図る。
 - ③ 新しい感染症対策の意義を伝える研修を企画・実施する。
 - ④ 自主的な感染症対策の重要性を啓発する。
 - 事業所危機対策本部長の役割
 - ① 来訪者への制限を撤廃する。
 - ② 問題点の検証を行う。
 - ③ 使用した備品等の追加を行う。
 - 組織長の役割
 - ① 通常レベルの業務量に戻す。
 - ② 自組織の業務継続計画を必要に応じ、改定する。

4. その他

4.1 教育・訓練

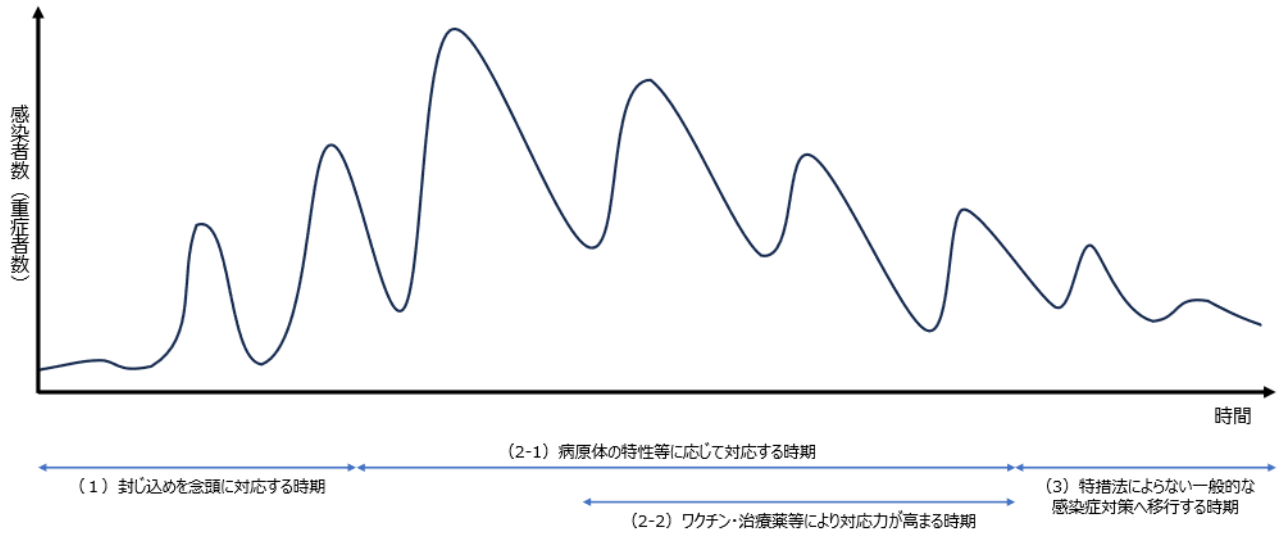
危機管理責任者は従業員に対し、特措法第 12 条第 1 項に基づき、感染防止に関する知識を習得させ、適切に対応できるように教育・訓練を計画し、実施する。この場合においては、災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

4.2 計画の見直し

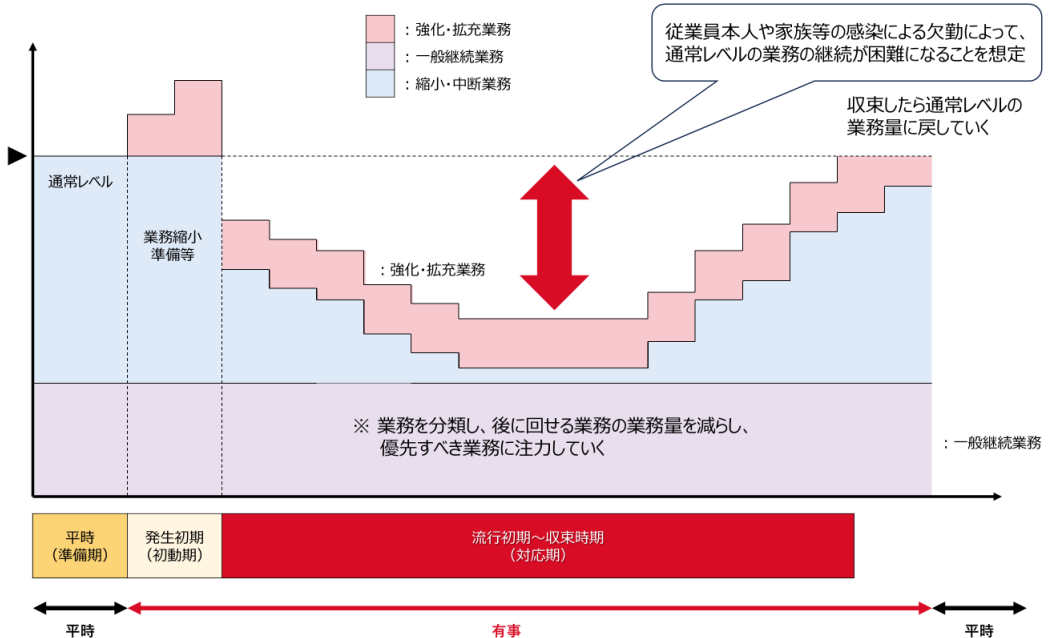
危機管理責任者は訓練の結果および行政等からの最新の知見等を踏まえて、適時 計画の見直し

を行う。

感染症危機対応の大きな流れのイメージ



業務量の変化イメージ



(別添資料) 事業継続に係る主な重要業務

